

# 第1章

## 基本事項

- 1 策定の趣旨・背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

## 1 策定の趣旨・背景

### (1) わが国の状況

わが国では急速に高齢化が進展しており、65歳以上の高齢者が人口に占める割合（高齢化率）は、平成22年度（2010年度）の23.0%から、平成32年度（2020年度）は29.1%となり、その後も上昇していきます。

また、平成22年（2010年）の約1億2,800万人をピークに、人口の減少がはじまっており、その傾向は今後とも続くことが予想されます。

こうした人口構造の変化は、社会・経済・文化などあらゆるところに影響を及ぼしており、社会保障制度をはじめ、産業政策、都市基盤政策などの社会経済システムは大きな見直しを迫られています。

健康づくりの分野では、わが国は国民皆保険制度のもと、高い教育・経済水準、保健・医療水準に支えられ、世界最高レベルの平均寿命という素晴らしい成果をあげましたが、その一方、長寿化に伴う疾病構造の変化により、生活習慣病対策の徹底が最重要課題となっています。

### (2) 福岡市の状況

福岡市は平成22年度（2010年度）の高齢化率が17.6%で、全国的にも若いまちといわれています。人口も今後しばらくは増加すると予想され、平成42年（2030年）には160万人を超える見込みです。

また、福岡市は、全世帯に占める単身世帯の割合が約4割と非常に高く、平成32年（2020年）には、全世帯の半数以上が単身世帯になると予想されます。

さらに、介護を受ける方の割合が比較的高く、一人あたりの医療費や介護に要する費用も年々増加しているなど、今後福岡市が超高齢社会<sup>※1</sup>を迎えるに際し、早急に対応することが必要な様々な課題を抱えています。

福岡市がこれからも若々しく元気なまちであるためには、市民一人ひとりの健康がきわめて重要です。また、高齢者はもちろん、働き盛りの世代や次世代の健康づくりが大切です。

※1 超高齢社会

65歳以上人口が総人口に占める割合が21%を超える社会。一般的には、高齢化率7～14%を高齢化社会、14～21%を高齢社会と分類している。

### (3) 策定の趣旨

福岡市では、平成13年度(2001年度)に「健康日本21福岡市計画」(以下「前計画」とします。)を策定し、「市民が主役の健康づくり」「一次予防の重視」を中心テーマとして健康づくりを推進してきました。

12年間の取組みの結果、地域において健康づくり活動が浸透し、市民の間でもウォーキング活動などが盛んになってきました。

前計画が平成24年度に終了するため、その成果と課題や、平成24年7月に厚生労働省から示された「健康日本21(第2次)」の方向性を踏まえ、第2期の「健康日本21福岡市計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 本計画の性格

福岡市の保健福祉施策は、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、保健・医療・福祉施策の基本理念と方向性を掲げた計画である「福岡市保健福祉総合計画」に基づき、取組みを進めています。

第2期の「健康日本21福岡市計画」は、「福岡市保健福祉総合計画」の理念等を踏まえた分野別計画として、また健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画として策定します。

この計画に基づき、企業、大学、NPO、市民団体、医療機関等とともに、家庭、学校、地域、職場など、福岡市のあらゆる場で健康づくりを進めていきます。

### (2) 他計画との関連

この計画は、保健福祉分野の健康に関する計画である「福岡市食育推進計画」及び「福岡市自殺対策総合計画」と基本理念を共有するとともに、福岡市が医療保険者<sup>※2</sup>として策定する「福岡市国民健康保険特定健診・特定保健指導<sup>※3</sup>実施計画」と調和を図りながら、健康づくり全般に関する総合的な計画として策定します。

また、「新・福岡市子ども総合計画」、「新しいふくおかの教育計画」、「福岡市スポーツ振興計画」など、各分野の計画との連携を図ります。

---

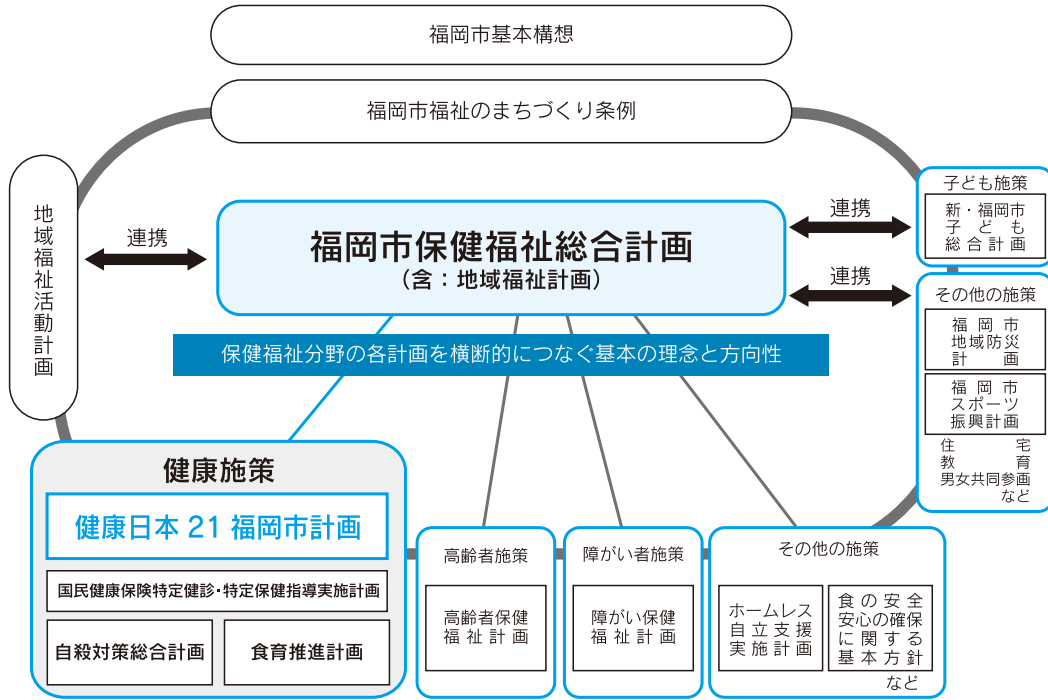
#### ※2 医療保険者

国民健康保険、健康保険(協会けんぽ)、組合健康保険(組合健保)ほかの様々な医療保険において、保険料を徴取し、保険給付を行う運営主体のこと。上記の医療保険者はそれぞれ、市区町村、全国健康保険協会、健康保険組合。

#### ※3 特定健診・特定保健指導

医療制度改革において「生活習慣病予防の徹底」を図るため、平成20年度から医療保険者に義務付けられた健診・保健指導のこと。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診と保健指導を実施。

図表1 健康日本21 福岡市計画と他計画の関係図



### 3 計画期間

計画期間は、平成25年度から32年度の8年間とし、平成29年度に中間見直しを行います。また、国の制度改革や社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行います。